

## 京都市中央市場における分煙の徹底について

平成29年4月から指定喫煙所を除き、市場内を全面禁煙としました。

このため、市場内における分煙の徹底に向け、違反者に対する罰則規定を設けるとともに、開設者による定期的な取締を実施しています。

これにより、市場内では、指定場所以外で喫煙する者はほとんど見られなくなりましたが、引き続き、分煙の徹底に向けて取り組んでいく必要があります。

### 1 これまでの取組の経過

平成26年6月まで 市場業界による自主的な卸売場内禁煙活動（禁煙範囲：卸売場内）

平成26年7月 禁煙範囲の拡大

（禁煙範囲：水産棟・青果棟・関連棟（店舗内を除く）、公共の通路）

[対策]

- ・市職員による禁煙啓発，禁煙周知の場内放送及び看板の設置
- ・市場内巡回（警備員）人員を配置し，禁煙の指導

平成29年4月1日 市場内全面禁煙開始（禁煙範囲：指定喫煙所を除く市場敷地内）

違反者に対する罰則適用開始

[対策]

- ・市場敷地内に喫煙所増設
- ・市場内全面禁煙の看板・ポスター，啓発ビラの作成

### 2 取組内容

平成29年4月1日付けで「市場内における分煙の徹底及び物流動線の確保に係る違反行為の取扱に関する要綱」を制定し、指定喫煙所を除く市場敷地内を全面禁煙としました。

分煙の徹底に当たっては、喫煙所や啓発看板を設置するとともに、市職員による集中啓発を実施しました。現在も、定期的な取締を行い、違反者に対しては、以下の罰則を適用しています。

- ・違反者に対する罰則内容
  - 1回目 警告書の交付
  - 2回目 呼び出し指導・誓約書の提出
  - 3回目以降 本人及び事業主に対する行政処分（入場停止，営業停止または過料）

### 3 指導実績

平成30年1月末までの取締実績は以下のとおりです。なお、同一の事業者の従業員2人が違反行為を行ったため、代表者を呼び出し、指導を行いました。

- ・警告書の交付 37件（場内業者19件，場外業者18件）
- ・呼び出し指導 1件（事業者 1件，個人 0件）